

令和 8 年 8 月 21 日

保険医療機関等 開設者 様

東北厚生局山形事務所

ベースアップ評価料等に係る診療報酬請求について

貴保険医療機関等が請求された、令和 8 年 6 月及び 7 月診療分の診療報酬のうち、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」、「歯科技工所ベースアップ支援料」、「調剤ベースアップ評価料」及び「看護職員処遇改善評価料」のいずれかについて、令和 8 年 6 月及び 7 月に当局において受理した施設基準と、診療報酬の請求内容が一致していない可能性がありますので、お知らせいたします。

貴保険医療機関等におかれましては、受理された施設基準と、実際に請求した診療報酬請求内容を改めて確認いただき、8 月診療分以降の診療報酬請求に当たっては、受理された施設基準に基づいて請求を行っていただくよう、お願い申し上げます。各保険医療機関等において受理された施設基準については、当局のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【東北厚生局ホームページ URL】

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/kijun_jurijoukyou.html

【東北厚生局ホームページ QR コード】



別途、審査支払機関からも同趣旨の連絡がある可能性がございますので、ご承知置きいただけますと幸いです。

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。